

区分			午前	午後	夜間	全日
			午前8時30分から 正午まで	午後1時からから 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで
文化会館ホール	ホール	平日	10,800	21,600	32,400	55,080
		土曜日	11,880	23,760	35,640	60,480
		日祝日	12,960	25,920	38,880	65,880
	楽屋等	楽屋1	320	640	970	1,720
		楽屋2	320	640	970	1,720
		楽屋3	540	860	1,180	2,260
		楽屋4	640	970	1,290	2,590
		楽屋事務室	320	640	970	1,720
		主催者事務室	320	640	970	1,720
		浴室1	1,080	1,080	1,080	2,910
	浴室2	1,080	1,080	1,080	2,910	
	練習室	練習室1	1,620	1,940	2,260	5,180
		練習室2	540	860	1,180	2,260
		練習室3	540	860	1,180	2,260
	展示室等	展示室	2,160	2,480	2,800	6,690
展示ギャラリー		540	860	1,180	2,260	
あさひのホール	ホール	平日	3,240	6,480	9,720	16,520
		土曜日	3,560	7,120	10,690	18,140
		日祝日	3,880	7,770	11,660	19,760
	楽屋	楽屋1	320	640	970	1,720
		楽屋2	320	640	970	1,720
	研修室	研修室1	1,180	1,510	1,830	3,990
		研修室2	1,180	1,510	1,830	3,990
	展示ロビー		1,080	1,400	1,720	3,780

備考

- (1) 尾張旭市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町**以外**の住民が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の**1.5倍**に相当する額になります。
- (2) 前号の規定にかかわらず**営利**を目的とする場合の利用料金は、この表に定める利用料金の**3倍**に相当する額になります。
- (3) ホールのうち舞台のみを利用する場合の利用料金は、当該利用料金の30パーセント相当額になります。
- (4) 前各号に規定する倍率は、利用する施設の合計利用料金に乗じるものとし、その金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額は切り捨てるものとします。
- (5) 本番でのご利用は、利用したい日の1年前、練習でのご利用は、利用したい日の3ヶ月前から申請することができます。